

議 事 録

会議の名称	平成28年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年12月26日(月) 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1 第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第58号議案 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について 3 第59号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 4 第60号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 5 第61号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 6 報告第37号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第39号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 9 報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 10 報告第41号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成28年第12回本庄市農業委員会総会議案 2 平成28年第12回総会 その他連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	お忙しい中、またお寒い中ご苦勞様です。これより平成28年最後の農

	業委員会総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長より、ご挨拶を頂戴するところでございますが、本日、欠席しておりますので、清水会長代理よりご挨拶をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>本日は、会長の代理をさせていただくのですが、初めてのことで、失敗もあろうかと思っております。ご協力いただきながら、議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日10番細野林之助委員、11番奥原委員及び27番田端会長より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中33名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますけれども、本日、田端会長が欠席しております。農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されておりますので、本総会の議長を清水会長代理にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、13番細野俊文委員と15番塩原委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第57号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第57号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別</p>

	<p>紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>申請内容については、2ページと3ページをご覧ください。申請件数は、6件で、その内訳は、売買による所有権移転4件、生前一括贈与による所有権移転1件及び使用貸借権設定1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1につきまして、福田委員より報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。整理番号1について報告いたします。受人に会って内容を確認したところ、受人は申請地を渡人より借りていて、受人は後継者のため規模拡大を考え、土地購入をしたいとのこと。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p>

	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、奥原委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、奥原委員の担当ですが、本日、欠席でございます。事前に調査依頼が私にありましたので、私、清水から報告させていただきます。たまたまこの申請地のすぐ近くに友人が住んでおりましたので、状況を伺いましたところ、この申請地は、銀杏や栗を生産しているということです。この地域は、開拓地でありまして、満州から引き上げた人が入植した土地です。まとまって5反位それぞれ受けて自作していたわけですが、代替わりをして申請地の元の持ち主が、東京に住んでいる人に売ってしばらく20年以上、地元の人管理に頼っていたらしいのです。しかし、その管理していたおじいさんも亡くなったとのことで、今回の申請の運びになったのではないかとのお話をされました。申請地も全部確認してきましたけれども、手入れも行き届いておりますので、農地として使用するという事になると伐採、伐根等多大な費用が掛かるでしょうけれども十分農地として使用可能です。受人の方は、以前、夫が建設業の仕事に就いておりましたが、今は家族全員で農業を一生懸命やって葱や玉葱を農協に出荷しております。調査報告は以上です。</p> <p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の田5筆、畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3につきまして、坂本委員より報告をお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>17番坂本です。報告させていただきます。整理番号3の申請は、10月に耕作放棄地があるということで本人が申請を取り下げて、今回、申請し直したものです。申請地は、渡人が相続により実家から受継いだ土地であり、受人は親子で酪農をしております。申請地は、受人の家で現在借入れをしていましたが、渡人から全部購入して欲しいということで受けることになったとのことです。受人は、父親から経営移譲されているため、父親でなく息子が購入したいとのこと。皆さまのご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小和瀬地内の畑4筆及び仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。使用貸借権設定です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、松本委員でございます。</p> <p>受人は、農地を所有しておりませんので、申請地の5筆を現地調査し、申請書類を事務局において審査しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4につきまして、松本委員より報告をお願いいたします。</p>
松本委員	<p>9番松本です。渡人と話をしてきましたけれども、大きくハウス経営をし、大和芋を多く作っております。村の中でもかなり大きい農家です。株式会社にするということで、その方が使用人も雇ってございまして、会社経営にする方がやり易いということで、そのようにお願いしたいということです。数年後になると思いますが、渡人の息子が農業大学に通っており、卒業したら家で仕事をしたいという話も聞いております。渡人も息子と一緒に経営をしたいので、その下準備として考えているとのこと。皆さ</p>

	<p>まの慎重なご審議、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまからご質問がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑11筆、面積は記載のとおりです。生前一括贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水会長代理でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまふ。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、私、清水から報告させていただきます。</p> <p>受人と渡人は親子の関係で、受人は渡人の長男です。渡人が老齡のため生前一括贈与をして、安心をしたいということで今回の申請の運びになったということです。皆さまの慎重審議、よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号5について、皆さまからご質問がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまふ。以上でございます。</p>

議長	整理番号6につきまして、庄田委員より報告をお願いいたします。
庄田委員	24番庄田です。渡人については、後継者がいないため受人に農地を使わないかと相談したところ、話がまとまったということです。受人については、市外のため事務局にて説明をお願いします。
中村主査	事務局中村です。受人は、本市以外に深谷市、神川町及び伊勢崎市に農地を所有しているとのことでしたので、各農業委員会へ受人農地の状況を確認したところ、すべての農地で耕作をしていることを確認いたしました。
議長	整理番号6について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。
林委員	18番林です。受人の住所は児玉町共栄ではなかったでしょうか。
中村主査	事務局中村です。受人の住所は議案書の記載のとおりです。
議長	他にご質疑がある方はいらっしゃいますか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) それでは、ご異議ございませんので許可といたします。 次に、第58号議案農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についてを上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第58号議案を説明いたしますので、4ページをご覧ください。第58号議案 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についてをご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、本庄市長に対し、農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を所有者に通知するよう要請したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、本庄市長に対し、農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨の通知を要請するものでございます。本日提出、会長代理。 申出内容については、5ページをご覧ください。申出件数は、1件です。 申出者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。平成28年12月12日付けの申出でありま

	<p>す。買入協議は、農地利用集積円滑化団体等の欄に記載の法人が行うこととします。本議案の申出地は、土地改良済みの農地であり、また、位置通作の利便性や用排水、形状、日照等の条件も整っている優良農地であるため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用集積を図る目的で議案書記載の農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認め、当該団体が買入れ協議を行う旨を申出者に通知することを市長に要請するものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第58号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第58号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第58号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第59号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第59号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第59号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>計画内容については、7ページをご覧ください。今回の申請件数は、3件です。田3筆の面積合計5,837㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事す</p>

	<p>ると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>第59号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第59号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第59号議案については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に第60号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第60号議案を説明いたしますので、8ページをご覧ください。第60号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものがございます。本日提出、会長代理。</p> <p>申請内容については、9ページをご覧ください。申請件数は、1件でございます。</p> <p>整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、共同住宅用地です。申請事由は、共同住宅建築工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。4-1については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政です。4-1の地図をご覧ください。申請地の畑は</p>

	<p>地形が良いのですが、入ってくる道が非常に狭いです。しかし、家ができることによって道の問題は解消されると思います。皆さまの慎重審議、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第61号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第61号議案を説明いたしますので、11ページをご覧ください。第61号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>申請内容については、12ページ及び13ページをご覧ください。申請件数は、11件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>

武政委員	<p>19番武政です。5-1の地図をご覧ください。用途地域は、第1種低層住居専用地域でございますので、皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-2については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、高橋清一郎委員より報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。この申請地は、5-1と同様に第1種低層住居専用地域となっており、住宅を作る推奨地域でございます。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号3を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3について、田端会長の担当ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報告をお願いいたします。</p>
<p>中西補佐</p>	<p>事務局中西です。現地につきましては、ほぼ周りが山林でございまして、一部宅地と太陽光発電施設ができております。10ヘクタール未満の第2種農地ということですので、資材置場の設置については可能かと思われま。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号4を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で</p>

	あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号4について、田端会長の担当ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報告をお願いいたします。
中西補佐	事務局中西です。17ページの位置図をご覧いただきたいと思ひます。南側は小山川が流れており、周りは既に住宅が立ち並んでおりまして、第2種農地となっており、太陽光発電施設を設置するのは可能な場所であると判断されると思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。
議長	整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号5について、事務局より説明をお願ひいたします。
事務局長	整理番号5を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、細野林之助委員でございます。 申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、細野林之助委員の担当ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報

	告をお願いいたします。
中西補佐	事務局中西です。18ページの5-5の地図をご覧ください。申請地につきましては市街化区域に隣接している場所でございます、一部市街化区域が含まれております。また、都市計画法第34条第11号に該当する指定区域となっております。地図を見ていただければ分かりますが、周りはすべて宅地造成が行われている場所でございます、建売分譲住宅4戸を造り販売するということでございます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号6を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田稔委員でございます。 申請地は、19ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。
議長	整理番号6について、池田稔委員より調査報告をお願いいたします。
池田稔委員	26番池田稔です。受人は、老人ホームやデイサービス経営をしておりますが、渡人に何度かお電話してみましたが連休中ということもあってお話ができなかつたです。19ページをご覧ください。5-6の地図をご覧ください。申請地の左側に受人が管理している大きな老人ホームがあります。おそらくその駐車場がないということで、今回の申請に至つたの

	<p>だと思えます。老人ホームの代表者には会えなかったのですが、責任者の方と話をしてから現地を確認することができました。会社と住宅団地の間にある細長い場所に申請地があり、そこは田んぼとして耕作していないようですが、きれいに整理された土地でございます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-7については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、高橋清一郎委員より調査報告をお願いいたします。</p>
高橋清一郎委員	<p>21番高橋清一郎です。これも、先ほど説明した区域と同じでございます。第1種低層住居専用地域となっております。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、杉田委員より調査報告をお願いいたします。</p>
杉田委員	<p>4番杉田です。5-8の地図をご覧ください。現地へ足を運びましたところ、申請地の周りには住宅が多く建てられており、住宅を建てるのに良い場所です。皆さまの審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-9については、準工業地域</p>

	<p>に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、武政委員より調査報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政です。5-9の地図をご覧ください。申請地は、国道254号線バイパスの脇にあります。土地は低いです。周りは、畑の他に何もありません。太陽光発電施設を設置するには、適している場所だと思います。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、中古車展示場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田稔委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-10については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものの転用ですので、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、池田稔委員より調査報告をお願いいたします。</p>
池田稔委員	<p>26番池田稔です。19ページの5-10の地図をご覧ください。申請地の南側に宅地と書かれている場所がありますが、この場所が現在駐車</p>

	<p>場となっております、受人の事業所が、駐車場の南西の位置になる5-10の地図の左下にあります。この事業所が駐車場の裏の農地を中古車展示場として使用する申請を出しました。渡人にも確認してきましたが、渡人はあまり耕作はしていないということで、この田の端に用水路があり、このままでは苦情が出てもおかしくない状況であったものが、中古車展示場になることで、それが解消されるのではないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成28年9月6日付けで農振農用地区域から除外されております。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-11については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、細野林之助委員の担当ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、中西補佐から報告をお願いいたします。</p>
中西補佐	<p>事務局中西です。22ページの申請地の図面をお開きください。申請地は農用地でしたが、審議会で審議され、県の許可を受け、分家住宅として農振除外が許可になっております。申請地は、周りがほぼ住宅地となつ</p>

	<p>ており、他の農地に与える影響が一番少ないと思われる場所を農振除外したということでございますのでご報告させていただきます。</p>
議長	<p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で議案を終了します。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第37号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第37号を説明いたしますので、23ページをご覧ください。報告第37号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第38号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第38号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第38号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ること県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第39号を事務局よりお願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>報告第39号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第39号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>届出内容については、28ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地の一部に農業用施設を建築する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第40号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第40号を説明いたしますので、29ページをご覧ください。報告第40号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長代理。</p> <p>届出内容については、30ページ及び31ページをご覧ください。専決処分件数は、10件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第41号を事務局よりお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>報告第41号を説明いたしますので、32ページをご覧ください。報告第41号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出 会長代理。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が33ページから35ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているもの</p>

	<p>です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>その他連絡事項を説明いたします。本日は、5点でございます。</p> <p>まず1点目ですが、1月総会の開催予定です。1月25日(水)午後3時から、市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。荒廃農地についてでございます。8月に農地パトロールを実施いたしましたが、その後に、解消されていることを把握した場合は、その都度、事務局へ連絡ください。事務局で現地を再確認し、その旨を台帳に記載したいと思います。一方、再生不可能農地については、地権者と相談いただき、非農地判定の検討をお願いします。非農地判定の手続き等々の詳細については、事務局にその都度、問い合わせください。</p> <p>次に、3点目です。農業者年金説明会についてです。1月19日(木)午後1時30分から、埼玉ひびきの農協本店1階ひびきのホールで開催予定です。対象者は、11月に戸別訪問を実施いただき、詳細説明を希望された方々24名になります。裏面をご覧ください。地区毎に案内通知の送付者数と担当委員を参考までに一覧表にまとめました。説明会では、農業者年金制度の説明やシミュレーション、加入手続について、埼玉県農業会議の設楽主事から説明いただきます。</p> <p>次に、4点目です。農業委員会新年会についてです。新年1月25日午後6時から、埼玉グランドホテル本庄で開催いたします。来賓としての招待者は、記載のと通りの6人を予定しております。その案内通知については、明日、発送したいと考えています。本日付で農業委員の皆さま方には、新年会の開催通知をお手元に配布してございますので、ご了承願いたいと思います。</p> <p>最後に、5点目です。その他として、田端会長の1月総会までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。よろしいでしょうか。</p>
塩原委員	<p>15番塩原です。荒廃農地の説明があった中で、再生不可能農地の判定</p>

	<p>について、地区担当の農業委員はどのように対応したら良いのでしょうか。</p>
事務局長	<p>再生不可能農地については、地区担当の農業委員さんが地権者と相談いただき、農業委員会総会での議決により、非農地判断されるものです。再生不可能農地かどうかの判断が難しい場合には、事務局に相談いただければと思います。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。過去に非農地判断したところがありますので、それをお伝えすれば、ご理解していただけたと思いますが、下浅見の山のところや入浅見の白地の畑、要するに農振がかかっていると非農地判断は無理だと思います。非農地判断したのは、すべて白地の農地でした。</p>
事務局長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>最後に閉会の言葉を井上会長代理からお願いしたいと思います。</p>
井上会長代理	<p>本日はご苦勞様でした。平成28年の12回農業委員会総会を閉じたいと思います。ご苦勞様でした。</p>

平成28年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成28年12月26日(月)						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
開会時刻	午後2時						
閉会時刻	午後3時20分						
会長	田端 講一						
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝						
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	欠席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	欠席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	欠席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席	○	32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席	○	34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	中西 稔彦
主査	中村 真敏

書記

主査	中村 真敏
----	-------